

## 弁明書

審査請求人 岡田実千代が、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）に対して、令和元年12月22日付けで提起した令和元年11月29日付け公文書部分公開決定に係る審査請求について、次のとおり弁明する。

### 1 趣旨

令和元年10月1日付けで公文書公開請求があった文書について、「実施機関の行った公文書部分公開決定は妥当である。」との答申を情報公開・個人情報保護審議会に対して求める。

### 2 審査請求までの経緯について

#### （1）本件の公文書公開請求

情報公開条例（平成12年兵庫県条例6号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、審査請求人から、令和元年10月1日付け公文書公開請求（以下「本件請求」という。）があり、同日、実施機関はこれを受領した。

本件請求は、動物愛護センター並びに三木、龍野、但馬及び淡路の各支所に対し、下記書類（以下「本件対象公文書」という。）の公開を求めるものである。

- 1 犬の引取り願い（所有者あり）
- 2 犬の引取り願い（所有者不明）
- 3 猫の引取り願い（所有者あり）
- 4 猫の引取り願い（所有者不明）
- 5 抑留・収容犬の通知・公示
- 6 負傷動物の収容について（開業獣医師）
- 7 警察からの犬・猫の引渡書
- 8 処分依頼について（犬猫及び犬猫以外）
- 10 所有者不明動物の公示について（負傷動物の収容）
- 11 譲渡候補動物判定表
- 12 致死処分等診療記録票
- 13 処分動物の送致について

14 診察記録（譲渡・負傷・その他）

15 願届処理簿

・対象期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日

※但し対象期間以前に作成された文書であっても対象期間内に追記された場合は、その対象となる文書の全てを含む。

※対象期間以前から継続使用している文書の場合、同頁内に記載のある対象期間外の記録も含む。

（以上、審査請求人が提出した公文書公開請求書記載のまま）

#### （2）本件請求に係る部分公開決定

実施機関は、本件請求の対象公文書について、条例第 6 条第 1 号に規定する非公開情報が記録されているため、条例第 7 条の規定に基づき当該部分を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して、令和元年 11 月 29 日付け動愛第 1051-108 号により公文書部分公開決定通知書を手交した。

#### （3）審査請求書の提出

審査請求人は、所有者からの犬の引取り願に記載のある鑑札番号、注射済票番号、犬の種類、犬の毛色及び犬の名前並びに所有者からの猫の引取り願に記載のある猫の毛色についての本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和元年 12 月 22 日付けで審査請求書を提出し、実施機関は令和元年 12 月 24 日にこれを受領した。

### 3 対象公文書について

本件対象公文書である所有者からの犬又は猫の引取り願は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動愛法」という。）第 35 条第 1 項に基づき、所有者から犬又は猫の引取りを求められた際に、願出者が記入後、犬又は猫の所在地を管轄する動物愛護センター又は各支所に提出されたものである。

### 4 対象公文書を部分公開とする理由について

#### （1）所有者からの犬の引取り願

#### ア 鑑札番号及び注射済票番号

所有者からの犬の引取り願に記載された鑑札番号は、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「予防法」という。）第 4 条第 1 項に基づき犬の所有者が、犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請した場合に、同条第 2 項に基づき市町村長から交付された犬の鑑札に記載されている、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「予防法施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 2 号口に規定されたものである。

予防法第 4 条第 2 項に規定された市町村長が作成する原簿には、予防法施行規則第 4 条に基づき、所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）、犬の所在地、犬の種類、犬の生年月日、犬の毛色、犬の性別、犬の名、その他犬の特徴となるべき事項、登録年月日及び登録番号を記載しなければならないとされている。

また、予防法第 4 条第 3 項の規定により、犬の所有者は犬の鑑札をその犬に着けておかなければならぬとされている。

所有者からの犬の引取り願に記載された注射済票番号は、予防法第 5 条第 1 項に基づき、飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせた犬の所有者等に対し、同条第 2 項に基づき犬の所在地を管轄する市町村長が交付した注射済票に記載された番号である。注射済票番号は、予防法施行規則第 4 条に規定された原簿の記載事項には含まれていないが、原簿の記載事項と一体的に管理されているのが通例である。

また、注射済票は鑑札と同様に予防法第 5 条第 3 項の規定により、その犬に着けておかなければならぬとされている。

上記の鑑札及び注射済票は、本来的には狂犬病予防上の目的のみを有するものであるが、現状においては巷間では「迷子札」としての役割を期待されており、それは予防法を所管する厚生労働省のホームページ、動愛法を所管する環境省作成のガイドライン、パンフレット等の記載内容からも窺い知れる。

例えば、①厚生労働省作成のホームページでは、犬の鑑札、注射済票について、『鑑札には登録番号が記載されています。もしも飼い犬が迷子になつても、装着されている鑑札から確実に飼い主の元に戻すことができます。』②環境省作成の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」では、

「迷子にしないために」の項目に『鑑札と注射済票には固有の番号が刻印してあり、登録された飼い主がわかるようになっています。』③環境省作成の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、「所有者明示」の項目に『ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと。ペットと飼い主がはぐれた場合でも第3者が飼い主を特定できる。』④環境省作成のパンフレット「宣誓！無責任飼い主ゼロ宣言！！」では、「所有者明示」の項目に『犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票に記載されている番号から登録されている飼い主が分かり、飼い主に連絡することができます。記載されているのは番号だけなので、個人情報が漏れる心配がありません。』等の記述が見られる。

つまり、鑑札と注射済票は所有者を示すものであり、迷い犬を保護した人が、犬に装着された鑑札または注射済票に記載された市町村に連絡し、鑑札番号または注射済票番号を伝えると、市町村から原簿に記載された犬の飼い主の住所、氏名、連絡先等の情報を得ることができる。その結果、迷い犬を保護した人からその犬の飼い主に連絡が入り、飼い主のもとへ犬を返還することができる。このように、鑑札番号及び注射済票番号は、犬の所有者の情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

#### イ 犬の種類、毛色及び名前

所有者からの犬の引取り願に記載された犬の種類、毛色及び名前は、動物愛護法第35条第1項に基づき所有者から引き取った犬に関する種類、毛色及び名前である。

公開された犬の引取り願から、その書類を保有していた動物愛護センター及び各支所を特定することは可能であり、各事務所の管轄地域から犬の所有者の住所地は管轄市町に絞られこととなる。

次に、犬の種類、毛色、名前の組み合わせにより、更に所有者が絞られ、特に、飼育頭数が少ない犬種の場合には、所有者の特定に繋がる。

これらのことから、犬の種類、毛色及び名前は、特定の個人を識別するこ

とができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

## (2) 所有者からの猫の引取り願

### ア 猫の毛色

所有者からの猫の引取り願に記載された猫の毛色は、動愛法第35条第1項に基づき所有者から引き取った猫に関する毛色である。

公開された猫の引取り願から、その書類を保有していた動物愛護センター及び各支所を特定することは可能であり、各事務所の管轄地域から猫の所有者の住所地は管轄市町に絞られることとなる。

猫の毛色については、外来種の猫など血統書が所有されていると推測されるような特定の種類の猫でのみ使用される毛色の表記が存在し（例えば、毛色「ブラウン・スポットテッド・タビー」は種類「ベンガル」など）、その表記により猫の種類が特定される。

また、毛色から種類が特定できる猫は、一般的に飼育されている日本猫に比べて飼育数が少ないとから、所有者の特定に繋がる。

これらのことから、猫の毛色は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

## 5 審査請求人の主張

審査請求人は、「犬の種類や犬または猫の毛色、名前は個人を識別することが出来る個人情報ではない。昨年までの公文書開示請求では公開されていた。」と主張している。

確かに、対象期間は異なるが、本件請求以前に本件請求と同内容の公文書公開請求に対する公開書類については、犬の種類、毛色及び名前並びに猫の毛色については公開してきた。しかし、平成30年10月1日付けの審査請求人から提出された公文書公開請求により、平成30年11月30日付け動愛第1051-88号により部分公開決定を通知した公文書のうち、龍野支所が公開した平成30年4月3日付けの所有者からの犬の引取り願に記載の情報をもとに、審査請求人らがSNS等で当該飼い主を特定するための情報を広く収集した結果、当該飼い主を突き止めた旨の

発言を動物愛護センター及び各支所への電話等において度々していた。

また、別のSNS上の一例では、散歩中に自分のペットである犬の体側を蹴っている飼い主の様子が動画に収められ、それがSNSに投稿された結果、動画に写る背景を分析することにより飼い主が特定され、その飼い主に批判が集中するとともに、活動家がその犬を強制的に保護するという事例があった。

このように、SNSが一般的に広く利用されている現状においては、犬の種類、毛色及び名前並びに猫の毛色であっても、飼い犬又は飼い猫の引取りを願い出た飼い主の特定に繋がると判断し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもので、条例第6条第1号に該当する非公開情報であると判断した。

また、審査請求人は、「鑑札番号や注射済票番号は個人を識別することが出来る個人情報ではない。兵庫県動物愛護センターでは、飼い主から犬を引き取りする際に、所有権放棄した旨を畜犬登録をしている市町村長に届け出させ、原簿の削除を行っている。原簿もないうえ、問い合わせをして来たとき、個人情報を市町村役場は伝えない。」と主張している。

動物愛護センター及び各支所では、動愛法第35条第1項に基づき所有者から犬を引き取る際には、予防法第4条第4項に基づき犬の所有者に対し、犬の所在地を管轄する市町村長に犬の引取りを求めた旨を届け出るよう教示しているが、その履行については確認していない。そのため、飼い犬の引取りを求めた飼い主が、予防法第4条第4項に基づく市町村長への届け出を怠った場合には、原簿から所有者情報は削除されることはない。厚生労働省のホームページ、環境省のガイドライン、パンフレット等からも鑑札と注射済票は所有者を示すものであることは明らかであり、迷い犬を保護した人が、犬に装着された鑑札または注射済票に記載された市町村に連絡し、鑑札番号または注射済票番号を伝えると、市町村から原簿に記載された犬の飼い主の住所、氏名、連絡先等の情報を得ることができる。その結果、迷い犬を保護した人から犬の飼い主に連絡が入り、飼い主のもとへ犬を返還することができることから鑑みても、鑑札番号や注射済票番号から所有者の住所、氏名、電話番号等の個人情報を得ることは可能であるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

## 6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分については適法かつ妥当なものである。

令和2年7月2日

兵庫県知事 井戸 敏三

